

議 第 1 1 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
(家族旅行村)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した公の施設の指定管理者の指定期間について、下記のとおり変更するものとする。

令和3年（2021年）2月19日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

1 公の施設の名称

柏崎市家族旅行村に設置する施設のうち、次に掲げる施設

- (1) ふるさと倶楽部交流の家
- (2) 食手づくり工房
- (3) 農山村滞在型交流観光農村宿泊休養施設
農山村ふれあい交流観光施設
- (4) 温泉等活用施設
- (5) 園地・園路施設
- (6) 山菜野菜貯蔵施設
- (7) ふるさと物産展示施設
- (8) 休憩施設
- (9) 地場産業新価値・普及施設
- (10) じよんのび交流広場
- (11) 農村貸別荘
- (12) むらの緑地
- (13) 管理棟
- (14) 農村宿泊休憩施設

(15) むらの林利活用促進施設

2 指定期間

変更前 平成27年4月1日から令和3年(2021年)3月3
1日まで

変更後 平成27年4月1日から令和4年(2022年)3月3
1日まで